

事務連絡
令和2年7月14日

子ども・子育て支援関係団体 御中

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子どもの保護者向け
普及啓発リーフレットの周知依頼について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、インターネットの利用が急速に拡大する中、内閣府をはじめとする関係省庁により、低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～（幼児・児童編）」が作成されました。昨年度の乳幼児編に続き、本年度は主として就学前の子どもを持つ保護者の方向けに、ゲームの内容についてのレーティング（年齢区分）や、ゲームの使用時間等についてのペアレンタルコントロール（保護者による管理機能）等について簡潔に解説しています。

つきましては、地域子育て支援拠点事業所、児童館等の加盟施設へご周知いただくとともに、研修会等での資料活用など幅広い展開・活用にご協力いただきますようお願いいたします。

7月は毎年、内閣府の定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」でもあり、重点課題として「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」が唱われております。この度のコロナ禍により、子ども達がインターネット等を更に身近に感じる状況が生まれておりますので、幅広くご周知いただきますようお願いいたします。

なお、各自治体に対しては別紙のとおり依頼していることを申し添えます。

記

○添付 低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット
「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～（幼児・児童編）」



○電子データ掲載先

内閣府ホームページ「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

※本リーフレットは、必要に応じ、内閣府ホームページからダウンロードの上、御活用ください。



リーフレット掲載ページ QRコード

(リーフレット内容問い合わせ先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259、38258）

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課 育成環境係

電話：03-5253-1111（内線 4962）

E-mail：shibata-tetsuo@mhlw.go.jp（柴田）

(別紙)ご参考

事務連絡
令和2年7月14日

各
〔都道府県〕
〔指定都市〕 子ども・子育て支援主管課 ご担当者 様
〔中核市〕

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子どもの保護者向け
普及啓発リーフレットの周知依頼について

日頃より、子ども・子育て支援施策及び子どもの健全育成の推進にご尽力、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

近年、インターネットの利用が急速に拡大する中、内閣府をはじめとする関係省庁により、低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ & A～（幼児・児童編）」が作成されました。昨年度の乳幼児編に続き、本年度は主として就学前の子どもを持つ保護者の方向けに、ゲームの内容についてのレーティング（年齢区分）や、ゲームの使用時間等についてのペアレンタルコントロール（保護者による管理機能）等について簡潔に解説しています。

7月は毎年、内閣府の定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」でもあり、重点課題として「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」が唱われております。この度のコロナ禍により、子ども達がインターネット等を更に身近に感じる状況が生まれておりますので、各都道府県におかれましては、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対してリーフレットをご周知いただきますようお願いいたします。

また、保育所、地域子育て支援拠点事業所、母子保健関係施設、児童館等の子育て支援関係施設へご周知いただくとともに、研修会等での資料活用など幅広い展開・活用にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、内閣府より1月31日付通知により、各都道府県・指定都市青少年行政担当部局及び教育委員会幼稚園担当主管部課、小学校担当主管部課、家庭教育支援担当主管部課並びに各都道府県私立学校主管部課宛に同様の活用推進依頼がなされておりますことを申し添えます。

記

○添付 低年齢層の子供の保護者向け普及啓発リーフレット
「スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&A～（幼児・児童編）」

○電子データ掲載先

内閣府ホームページ「普及啓発リーフレット集」

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

※本リーフレットは、必要に応じ、内閣府ホームページからダウンロードの上、
御活用ください。



リーフレット掲載ページ QRコード

(リーフレット内容問い合わせ先)

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38259、38258）

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課 育成環境係

電話：03-5253-1111（内線 4962）

E-mail：shibata-tetsuo@mhlw.go.jp（柴田）



Q スマホやゲーム機の使い方について、
どんなルールを作ったらいいですか？



まずは大人がお手本に。
家族みんなでルールを決めて守りましょう。



ゲーム機の設定は親子で
確認し合いながらやりましょう

子どもにスマートフォンやタブレットの利用ルールを守らせるには、
ルールの内容を家族全員で相談して決めて、大人も含めた家族全員がルールを守っていくことが大切です。

ルールづくりのヒント 家族みんなで話し合い、「わが家のルール」を作りましょう。

- 1 「いつまで」「どれくらい」等、子どもにもわかりやすいものにしましょう。
- 2 作ったルールをちゃんと守れるか、お試し期間を設け、守れたらほめてあげましょう。
- 3 ルールを守れないときは、3日間保護者がゲーム機を預かるなどのルールを設け、ルールを守る習慣をつけさせましょう。ルールがあまり守れないときや、子どもの成長に応じてルールを見直すことにしましょう。

ルールの例

- みたい、あそびたいときは、お父さん・お母さんにかくにんします
- あそんでいいのは1日 まで
- 自分にあったゲームやアプリか、お父さん・お母さんとかくにんしてから、あそびます
- おふとんにはいる前は、つかうのをやめます
- ごはんの時間は、つかいませぬ
- ひとがお話しているときは、つかいませぬ

わが家のルール みんなでまろろね

- ① ごはんやおやつのはかんと
ねるまえはつかいませぬ
- ② ゲームであそぶときは、リビングで
あそびます

れいわ 年 月 日

みんなのサイン _____

※家族の目にとまる場所に貼るなどしてみんなで守りましょう！

困ったときの相談窓口

#9110 警察相談専用電話	188 消費者庁 消費者ホットライン	違法・有害情報 相談センター	子どもの人権110番 (法務局・地方検察庁)	インターネット 人権相談
-------------------	--------------------------	-------------------	---------------------------	-----------------

#9110は、発信地を記録する警察本部等の総合窓口へ接続されます。本部等の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。

子どもの人権全般に関する相談窓口です。全国共通・通話料無料(受付時間:平日8時30分~17時15分) 0120-007-110

電話では相談しにくいときには、メールでも相談を受け付けています。 https://www.jinken.go.jp/

「スマホ時代の子育て」参考リンク集

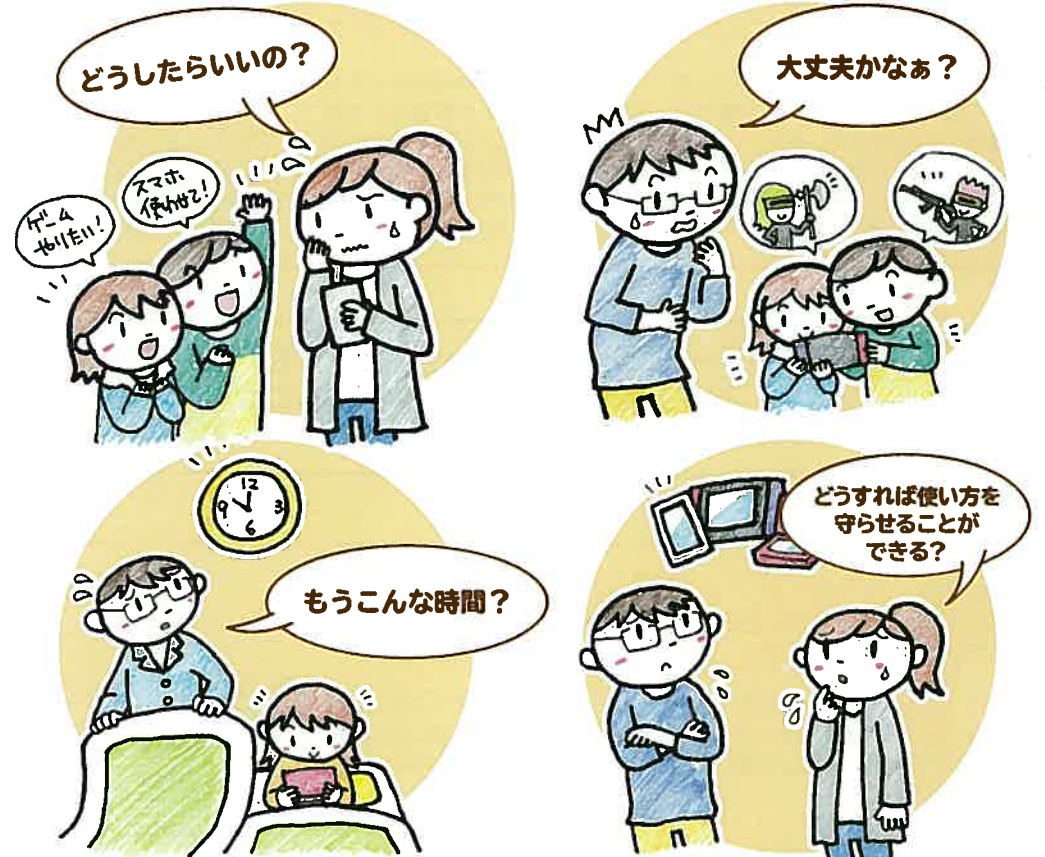
10歳頃までの お子様へのネット利用対策	未就学児の情報機器利用 保護者向けセルフチェック リスト(3歳から6歳)	スマホのある時代の 子育てを考える (お役立ち情報)	情報セキュリティ普及映像 「はじめまして、ペアコです。 ~親と子のスマホの約束~」	スマートフォン用無料アプリ Nintendo みまもりSwitch
制作: 安心ネットづくり促進 協議会	制作: 子どもたちのインター ネット利用について 考える研究会	制作: NPO法人e-Lunch	制作: (独)情報処理推進機 構(IPA)	制作: 任天堂株式会社

監修・ご協力 尾花 紀子(ネット教育アナリスト) / 坂元 章(お茶の水女子大学 基礎研究院人間科学系 教授)
※敬称略・五十音順 中山 秀紀(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター 医長(精神科)) / 松田 直子(NPO法人 e-Lunch 理事長)

スマホ時代の 子育て

幼児・児童編

悩める保護者のためのQ&A



子どもがスマートフォンやゲーム機を使うようになったら、どんな
ことに気を付ければ良いのでしょうか? 大切なのは、使い始めです。
安全で上手な使い方や習慣づくりを、家族と一緒に確認しましょう。



スマホ時代の保護者はどんなことに気を付け、どんな準備をするべきなのでしょう?



Q

子どもがゲームをしたいと言います。親はどう対応したらいいでしょう？



Q

子どもがスマホやゲームに熱中しすぎて、生活リズムをちゃんと守れるか心配です。



子どもをゲームで遊ばせる場合は、保護者がゲームの内容や使用時間について判断し、上手にコントロールしてあげることが大切です。

早くから習慣的にゲームをする
と、その後のゲームへの依存度に影
響が出る可能性があります。
とはいえ、「お友だちと遊ぶのに
ゲーム機がほしい」といったご家庭
もあるでしょう。

最初に、ゲームの内容が子どもの
年齢に適正なものか保護者が判断
し、使用時間などコントロールして
あげることが大切です。
また、外遊びの時間を十分確保し
てあげることも大切です。



使用時間などをルール化して、生活リズムを守るよう
促します。フィルタリングを始めとするペアレンタル
コントロールを活用し、使用時間や利用環境を整えて
あげましょう。

保護者(ペアレント)は、日頃から、子どもによる機器の使用状況を正しく把握
しておくことが大切です。
使用状況の把握や、保護者のサポート機能として、ペアレンタルコントロール
やフィルタリングを上手に活用しましょう。



Q

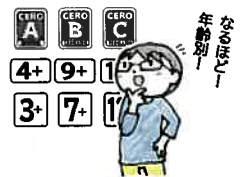
ゲームの内容が、子どもに遊ばせても
よいものかどうか、正しく判断するには
どうしたらいいですか？



ゲームソフトやアプリに表示されている
「〇歳以上」という年齢区分マーク(レーティング)を
活用しましょう。

ゲームソフトやアプリには、「〇歳
以上」という年齢区分マーク(レー
ティング)が表示されています。

ゲームの内容が子どもの年齢に見
合ったものかどうか、使い始める前
に保護者が判断してあげるとよいで
しょう。



保護者がしてあげられること 年齢区分マーク(レーティング)の確認

POINT 1 全ゲームに対象年齢基準があり
ます。市販のソフトはパッケージ
で、アプリはストア内の説明部分
で対象年齢を確認し、子どもに
合わせたものを選びましょう。



POINT 2 動画視聴の際には、安全で使い
やすい子ども専用のアプリがあり
ます。子どものスマホに導入
し、活用すると良いでしょう。
(例: YouTube Kidsなど)



保護者がしてあげられること ペアレンタルコントロールの活用

ペアレンタルコントロールは、子どものスマートフォンやタブレット、ゲーム機の利用状況を、保護者
が把握したり、安全管理を行ったりする仕組みです。プレイ時間の制限・調整、課金等の管理、ネット
ワーク利用の制限、年齢区分(レーティング)のチェック等を行うことが可能です。

POINT 1 OS事業者(Apple・Google等)が提供する、
ペアレンタルコントロールのサービスを活用
しましょう。



POINT 2 各ゲーム機にもペアレンタルコントロールの
サービスがあります。各説明書やホームページ
などで確認し、最初に設定しましょう。



保護者がしてあげられること フィルタリングの活用

フィルタリングは、有害な情報やうっかりアクセスによるトラブルから、子どもを守る機能です。

POINT 1 販売店に「子どもが使用する
場合があるので、フィルタリ
ングを使えるようにしたい」
と伝えれば、設定してもらえ
ます。



POINT 2 大人が利用する際は、フィルタリングの設定は
簡単にオン・オフすることができます。
保護者の機器を子どもに貸す場合、契約の切れ
た端末を子どもが使用する場合なども、フィル
タリングを設定することが大切です。